

「凡夫往生たゞたのむ一念にて」とは、たゞ信心一にて、往生の正因満足するゆへ、信心さへ得られなば、其まゝ直に命終るとも、報土往生に間違はなひ、其證據は南無阿彌陀佛なり、南無阿彌陀佛といふ名號は、たのむ者を、かならずたすけるといふいはれなり、よりて御文章には「この南無阿彌陀佛の身は、阿彌陀佛のわれらを、たすけたまふ支證のたのめに」と、仰せられたり、ことたのむ者を、必ず助けるといふ、南無阿彌陀佛の本願には、阿彌陀如来は、若不生者不取正覺とちかひ玉ひ、十方恒沙の諸佛は、證據と玉へり、よりて證據は南無阿彌陀佛なり「十方の諸佛證人にて候」と、仰せられたり、時にたゞたのむ一念とありて、このたゞの言は、祖師聖人の唯爲信心と仰せらるゝ、唯の字なり、蓮如上人御文章には「たゞこの信心ひとつにかぎれり」と仰せらるたゞといふ、唯の字の意は、

これより外、何れも入用なきことを示す文字にして、凡夫の往生はこの信心一にて、正因満足すれば、別に何も添物はいらぬことなり元より信心正因の御勸を、聽聞したる人は、諸善萬行を、添へねば往生いかゞとおもふ者は、一人もなけれども、動もすると、稱名念佛か、添物になりて、うるはしく稱名相續が、出來れば、往生とおもひ、稱名に、おこたれば、物たらぬ心地にて、往生を不定におもふ人あり、夫では唯といふ字の意にそむけり、眞實信心さへ得らるれば、縱令稱名念佛は、一聲も稱へずして、命終るとも、往生に間違なし、此が唯信とある唯の字のころなり、よりて今も「たゞたのむ一念」と、たゞの言をつけて、往生の正因は、信心一なることを示し玉へり、よくよく心得べき肝要のことなり、さればとて、命ながらへながら、報謝の稱名を無用物として、すてをく者は、亦

大なる誤なり、信する一念にて、往生決定して、別に添物はいらぬ
と心得て、命あらん限は、往生の添物にせぬところの、佛恩報謝の
稱名念佛は、行住坐臨時處諸縁をゑらはす、寐ても寤ても、南無阿
彌陀佛くと、慶喜報恩の思ひより、懈怠せぬよう、うるはしく相
續すべきことなり。

一蓮如上人仰ラレ候、物ヲイへくと仰ラレ候、物ヲ申サヌ者ハ、オソロシキト

仰ラレ候、信不信トモニ、タレ物ヲイへト仰ラレ候、物ヲ申セバ、心底モキコエ

又人ニモナラサル、ナリ、タレ物ヲ申セト仰ラレ候(第八十六章)

下の第二百三章に「佛法談合のとき、物を申さぬは信のなきゆへな
り、我心にたくみ案トて申すべきやうに思へり、よそなる物をたづ
ねいたすやうなり、心にうれしき事は、其儘なるものなり、寒なれ
ば寒熱なれば熱と、そのまゝ心のとほりをいふなり、佛法の坐敷に

て、物を申さぬことは、不信の故なり」とあり、此章と同意なり、
法義談合の席にては、我心中を打出して、心得違のところは、人に
なほされるやうに、いたすべきことなり、仍て「物をいへく」と
仰らるゝなり「物を申さぬ者はおそろしき」とは、心にたくみて、
申すべきやうに思ふゆへ、黙したる者は、いかなることを、たくみ
てあるかと思へばおそろしきと仰らるゝなり、言をきいて、其人の
心底もられるゆへ、物を申せば、信不信もよくわかるゆへ「信不信
ともいたゞ物をいへ」と仰らる、心得違ありても、物をいはねば、
ちかひのところもわからず、そこで物を申せば、心得違のところあ
れば、人がきいて、なほしてもやるゆへ「たゞ物を申せ」と仰らる
ゝことなり、自身には心得違はなきと思ふて居ても聞惑あるまどき
にも限らぬゆへ、佛法談合の席にて我心得の通、其儘打出し申して

心得違はなきやとよく人にたづねて、よくく眞實信を得べきこと要肝なり。

一 蓮如上人仰ラレ候、佛法ハツトメノフシハカセモシラデ、ヨクスルト思フナリ
ツトメノフシヲロキヨシヲ仰ラレ、慶聞坊ヲ、イツモトリツメ仰ラレツル由ニ候
ソレニ付テ、蓮如上人仰ラレ候、一向ニワロキ人ハ、チガヒナド、イフ事モナ
シ、タイワロキマデナリ、ワロシトモ仰コトモナキナリ、法義ヲモコ、ロニカケ
テトコ、ロエモアル上ノチガヒガ、コトノ外ノ違ヒナリト仰ラレ候由ニ候 (第
八十七章)

此章は、二段に分れて、初の段は、御堂衆の勤行のふしのわろきことを誡められ「それに付て」以下の後段は、法義上の心得違を誡め給へり、先初に「つとめのふしはかせもいらせよくすると思ふなり」とは、愚な俗人扱は、勤行のふしなを稽古もせずして、自身には勤行もよくするやうに思へりと、俗人の上のほさを仰られたり「つと

めのふしわろきよしを仰られ、慶聞坊をいつもとりつめ仰られつる」とは、御堂衆の勤行のふしのわろきほさを誡められたり、俗人扱は勤行のふしの稽古もせずして、自身にはよくするやうに思ふて居ても、ゆるしをくが、御堂衆のふしのわろきは、ゆるしてをかれぬゆへ、御堂衆の頭たる、慶聞坊を、いつもとりつめて勤行のふしわるきゆへ、心掛てよくするやうに、稽古をせよと仰られたることなり「それに付て以下の後段は、勤行のふしの事になぞらへて、法義のことを仰られたることにて、この後段が、此章の主意なり「一向にわろき人はちがひなきといふ事もなし、たゞわろきまをなり、わろしとも仰てともなきなり」とは、一向にわろき人といふは、不法議で、聴聞のたらぬところの、御門徒に、名をかけたばかりの者のことにして、土臺聴聞もたらぬ、法義の心掛もなき者ゆへ、安心

の心得が、御正意と違ふてあるなと申すこともなきゆへ、たゞわろ
 きませにして、こゝが、ちがふとか、そこが、御正意にあはぬのと
 いふほどのことはなく、たゞ後生に心掛のなきはとが、わろきま
 なり「法義をもこゝろにかけ、ちとこゝろある上のちがひが、
 ここの外の違ひなり」とは、御法義を、心掛たる人の心得違が、殊
 のほかのあやまりなり、一廉法義に心掛たる人にて、御正意をあや
 まりて、或は凡夫の心でしかとねがひたのむとか、又は稱ふる念佛
 を以て、往生の助縁にするとか、いふやうな心得違がありて、其身
 の後生をあやまるばかりでなく、これを以て、人にもすゝめて、人
 をも邪義に引入る者は、大なるちがひにして、御正意の大罪人であ
 るゆへ「ここの外の違ひなり」と、嚴敷誡められたるものなり。
 一人ノコ、ロエノトホリ、申サレケルニ、我コ、ロハ、タレカゴニ、水ヲ入候ヤ

ウニ、佛法ノ御座敷ニテハ、アリガタクモ、タフトクモ存ジ候ガ、ヤガテモトノ
 心中ニナサレ候ト、申サレ候處ニ、前々住上人仰ラレ候、ソノカゴヲ水ニツ
 ケヨ、我ミヲバ法ニヒテ、ヲクベキヨシ仰ラレ候由ニ候、萬事信ナキニヨリテワ
 ロキナリ、善知識ノワロキト仰ラル、ハ、信ノナキコトヲクセゴト、仰ラレ候
 事ニ候(第八十八章)

此章は、或人其心中をうちあけて、申上げられたるに付て、蓮如上
 人、御教示遊されたることを記したるものなり、籠も水に入をけは
 中に水はあれども水より籠を引あぐれば、水はなくなりてしまふ、
 御法義話の席では、法水も入りてあれども、其場を去れば、忽ち元
 の心中になりて仕舞やうに、思はれ候と、或人申されければ、蓮如
 上人は、其籠を、水にひたしをけと仰られた、籠なれば、水にひた
 しをけば、水はかほかぬものなり、我身を、法水にひたしをけば、

法水のかはくことはなひよりて、法水のかはかぬやうに、常に我身を、法の中に入れをけとの御教示なり「萬事信なきによりてわろさなり」とは、眞實信さへあれば、報謝行も相續され、又今日上の事も、觸光柔輦の利益より、おのづからやはらぎて、さはと見苦敷さまの振舞もおこらねども、肝心の信なきゆへ、報謝行もつとまらず今日上の事までも、宜からぬ事少からず、これ信心の有無によりてのことなれば、信なければ、萬事みなよくなり、信なければ、萬事みなわろし、よりて万事信なきによりわろさなりと仰らる「善知識のわろさと仰らるゝは、信のなきことをくせこと、仰られ候」とは善知識のわろさと仰らるゝは、外事ではなひ、信のなきことを、わろさと仰らるゝなり、くせこととは、曲事と書て、昔では公儀の制定にも、太たわろさ事を、曲事たるべしと申してありて、わろさ事

を、曲事を申したることなり、當流には、信のなきはこの曲事はなひ、又信はこの善事はなひ、信さへあれば、萬事みなよし、信なければ萬事みなわろさなり、よくく心得べきことなり。

一 聖教ヲ拜見申スモ、ウカクトオガミ申スハ、ソノ詮セシ、蓮如上人ハタ、聖教ヲバクレクト仰ラレ候、又百遍コレヲミレバ、義理ヲノヅカラウルト申ス事モアレバ、心ヲトイムベキコトナリ、聖教ハ句面ノゴトクコ、ロウベシ、其上ニテ師傳口業ハアルベキナリ、私ニシテ會釋スルコト然ヘカラザル事ナリ（第八十九章）

此章は、聖教拜見の心得を示されたり、うか。くとは、浮氣にして心を注ぬことなり、くれ。くとは、くりかへしくといふことなり御聖教を拜見するに、心を注めずして、うか。く拜見しては、其所詮なきゆへ、くりかへしく、心を注めて、篤と拜見せよといふこ

となり「百遍これをみれば義理をのづからうる」といふ言は、魏略
 といふ書に、讀書百遍義理自通と申してある、此言を引て、くりか
 へしく、心を注めて拜見せよと、教へ玉へるなり「聖教は句面の
 ごとくころうべし」とは、句面の通に心得て、種々の義を穿鑿し
 て、趣意をあやまるまどきことを示し玉へり「其上にて師傅口業は
 あるべきなり私にして會釋することとしかるべからざる事なり」とは
 御文章にも「相承もせざる聖教を、我身の字ちからを以て、これを
 よみて」と誡め給へり、他力の宗意を、あやまらぬやう相承の師傅
 あれば、我身の字ちからにて、漫に會釋すれば、かならずあやまり
 あることなれば、師傅口業をうくべし、よりに私に會釋することを
 禁ト給へるなり。

一前々住上人仰ラレ候、他力信心他力信心トミレバ、アヤマリナキヨシ仰ラレ候

(第九十章)

此章も、聖教拜見の心得を示し給へり、聖教を拜見するに、他力信
 心他力信心と、本をすへて拜見すれば、いかなることありても、あ
 やまりはなきことなり、聖教結局の主意は、他力信心を勧め給ふも
 のなれども、文面上をうかどみれば、いかゞとみへるところ、なき
 にあらず、よりにてうかど一文一句をとれば、御正意の安心に違ふこ
 とが出来、そこで前章にも、うかゞと拜見せず、くりかへしく
 りかへしよくく意を注めて拜見せよとも、私に會釋すべからずと
 も、誡め玉へり、臺躰を他力信心と、本をよくすへて、意をどゞめ
 て拜見すれば、他力信心の勧めにあらざるはなし、若し他力信心の
 本躰を、すへずしてみれば、種々の安心が出来、よりにて他力信心
 他力信心と心得て拜見すれば、あやまりはなしと、仰せらるることな

り、此の一言、實に以て當流に在て、聖教拜見の肝要の心得方を示したまへる、老婆親切の御教示なり。

一ワレバカリト思ヒ、獨覺心ナルコト、アサマシキコトナリ、信アラバ佛ノ慈悲ヲウケトリ申ス上ハ、我バカリト思フコトハアルマジク候、觸光柔輦ノ願候トキハハ心モヤハラグベキコトナリ、サレバ緣覺ハ獨覺ノサトリナルガユヘニ、佛ニナラザルナリ(第九十一章)

此章は、吾ばかり信心を得たるとおもひ、他を貶て吾身を誇る者を誡め玉へり、獨覺心といふは、緣覺のことにして、緣覺は、自身ひとり、證りて他の衆生濟度と、いふことをせぬ者なり、今獨覺心とのたまふは、緣覺のさどりのことではなけれども、我ばかりと思ふことを、緣覺の獨覺心になぞらへて、仰られたることにて、世間でも人のことをかまはず、我が爲ばかりをはかる者を、聲聞根性といふ

聲聞も、緣覺も、他人濟度をかまはず、自身ひとりすましてをる者なれば、我ばかりとおもふ者を、聲聞根性とも、獨覺心ともいふことなり、仍て我ばかりと思ふ者を、獨覺心をあさましきことなりと、誡め玉へり「信あらば佛の慈悲をうけとり申す上は我ばかりと思ふことはあるまどく候、觸光柔輦の願候ときは、心もやはらぐべきことなり」とは、他力回向の信心は、願作佛心、度衆生心の、二利圓滿の、信なれば、眞實信を得たる者は、我ばかりとは思はず、かならず他を導きて、共に往生せはやといふ、教人信の心あり、よりに我ばかりと思ふことはあるまどくと仰らる、又信を得たる者は第三十三願の觸光柔輦の利益あれば、我ばかりと思ふ、我慢心をするはづはなひ、おのづから、心もやはらぐべきわけである、しかれば我ばかり信を得たり、誇りて、我慢心になりてある者は、眞實信

を得ざるところの者なり「されは縁覺は獨覺のさとりなるがゆへに佛にならざるなり」とは、聲聞緣覺の二乘は、法相宗では、永不成佛といふて、決して成佛することはできぬといふ、一乘家では、回心向大して、菩薩二利行を修すれば、終には成佛を許せども、獨覺のままにては、決して成佛はできぬ故に「獨覺のさとりなるがゆへに佛にならざるなり」とのたまへり。

一一句一言モ申ス者ハ、我ト思テ物ヲ申スナリ、信ノウヘハ、ワレハワロシト思ヒ又報謝ト思ヒアリガタサノアマリヲ、人ニモ申スコトナルベシ(第九十二章)

此章も、前章と同ト御誠めなり、法義談合の席にて、一一句一言も申す者、みなわれは心得たりと思ふて、申すことなり、そのわれは心得たりとおもふは、よろしからず、固より、我身はわろき、いたづら者なれば、我はわろして思ふべし、たとひ御正意通を、よく心得

ても、我心得を述て若し心得違もあらば、御直にあづかりたひと申出すべし「又報謝と思ひありがたさのあまりを、人にも申すことなるべし」とは、即ち自信教人信にして、信の上よりは、報謝と思ひて、わがありがたさのあまりをのべて、人にすゝむべきことにて御回向にあづかりたるところの信心を、人にも申しさかせるばかりにて、少も我は心得たりなといふ、我慢心は、あるまじきことなり

一信モナクテ、人ニ信ヲトラレヨクト申スハ、我ハ物ヲモタズシテ、人ニ物ヲトラスベキトイフノ心ナリ、人承引アルベカラズト、前住上人申サルト、願誓ニ仰ラレ候キ、自信教人信ト候時ハ、マヅ我が信心決定シテ、人ニモ教テ、佛恩ニナルトノコトニ候、自身ノ安心決定シテ教ルハ、スナハチ大悲傳普化ノ道理ナル由、同ク仰ラレ候(第九十三章)

以下の三章は、自信教人信のことを、示し玉へり、此章は前住上人

とは、蓮如上人のことなり、順誓とは、法敬坊のことなり、仰られ候とは實如上人の仰なり、法敬坊が、兼て蓮如上人より承りし、信もなくして人に信をとれと勸むるは我は物をもたずして、人に物をやらふといふと同事にて、人承引する譯はなひといふ、御教示を、實如上人へ申上られたるを、今實如上人が仰らるゝなり「信もなくして人に信をとられよ」と申すは、我は物をもたずして人に物をとらすべきといふの心なり、人承引あるべからず」とは、華嚴經にも、若人自不行善爲他説法令住善者無有是處」とあり、自ら信せずして、人をして信せしめんことあるべからず、貧乏人が、人に金子をやらふといふとも、人決して信用すべからず、人に信をすゝむる者は、先づ自ら深信して、後に人にすゝむべし、よからざれば、いかほど巧に辯舌を振ふとも、人信用すべからず「自信教人信と候時は」

以下は、善導大師の禮讚の文意を述べ玉へり、自信教人信とて、先づ自ら信とて、人に教へて信を得せしむるは、即ち大悲傳普化の道理なれば、佛恩報謝になるなり。

一蓮如上人仰ラレ候、聖教ヨミノ聖教ヨマズアリ、聖教ヨマズノ聖教ヨミアリ、
 一文字ヲモシラテドモ、人ニ聖教ヲヨマセ聽聞サセテ信ヲトラスルハ、聖教ヨマズノ聖教ヨミナリ、聖教ヲバヨメドモ、眞實ニヨミモセズ、法義モナキハ、聖教ヨミノ聖教ヨマズナリト仰ラレ候(第九十四章)

此章も、前章と同く、自信教人信のことを示し玉へるに付て、主に自信なき者を誡め玉へり「聖教よみの聖教よまず」とは、自信なき者は、聖教は讀めども、たゞ名利の爲によみて、眞實ならぬゆへ聞く人も信をとらぬなり、聖教を讀むは、何の爲なれば、人に信をとらする爲なり、信をとらする爲の聖教讀が、自信なくしては、聽

聞する者が、信を得べき筈はなひ、眞實信ある人なれば、自信の上より、必ず教人信の心ありて、人に信を得させたひと思ふ心あるゆへ、眞實に聖教をよむなり、時に蓮如上人御時代には、聖教の肝要のところを讀みて、人に聽聞させることでありて、此は私の説教では、一大事にあやまりありてはならぬゆへ、聖教の要文を讀みさせるが、今日の説教の如きことでありて、夏の御文章をみれば、夏中毎日聖教を讀みて、さかせることでありたどみゆる、聖教よまずの聖教よみ」とは、自身には信心あれども、一文不知の愚人なるゆへ、自ら聖教を讀むことできぬゆへ、よく聖教を讀む人をたのみて聖教をよませて、人に聽聞させ、信をとらするは、聖教よまずの聖教よまずなり、時に聖教よみの聖教よまずと、聖教よまずの聖教よみとの二句あり、委しく分別すれば、聖教よみの聖教よまずと、聖教よ

まずの聖教よまずとの、二句を添て、四句となる、聖教よみの聖教よまずとは、文字もあり、信心もありて、眞實に聖教をよみて、人に信をとらするは、聖教よみの聖教よまずなり、自分の信心なきゆへ、聖教をよみて人に信を勸むることなきは、聖教よまずの聖教よまずなり、御文章に「一卷の聖教をまなこにあてゝみることもなく、また一句の法門をいひて、門徒を勸化する義もなし」とあるの類なり。

自信教人信ノ道理也ト仰ラレ候事

一聖教ヨミノ佛法ヲ申タテタルコトハナク候、尼入道ノタグヒノ、タフトヤアリガ
タヤト申サレ候ヲ、キ、テハ人ガ信ヲトルト、前々住上人仰ラレ候由ニ候、
何ニモシラキドモ、佛ノ加備力ノ故ニ、尼入道ナドノヨロコバル、ヲキ、テハ、人
モ信フトルナリ、聖教ヲヨメドモ、名聞ガサキニタチテ、心ニハ法ナキ故ニ、人
ノ信用ナキ也(第九十五章)

此章も前章と同意なり、時に此章には、始に「自信教人信の道理也」と仰られ候事」といふ標目あり、標目といふは、一章に述る趣意を略して掲げたるものなり「聖教よみの佛法を申たてたることはなく候」とは、前章の「聖教よみの聖教よまず」のことなり「尼入道のたぐひのたふとやありがたやと申され候をさしては人が信をとる」とは「聖教よまずの聖教よみ」のことなり「何もしらねども佛の加備力の故に尼入道なほのよろこばるゝをさしては人も信をとるなり」とは、一文不知の愚なる者なれども、眞實信を得たるものには佛の加被力あるゆへ、尼入道なほのよろこぶをさしては、人が信をとるなり、尼入道といふは、日本の俗諺に、女の剃髪したるを尼といふ、男の剃髪したるを入道といふことにて、持戒の者のことにはあらず、扱下二百三十六章に「佛法をば學匠物とりはいひたてず、

たゞ一文不知の身も、信ある人は、佛智を加へらるゝ故に、佛力にて候間、人が信をとるなり、此故に聖教よみとて、しかも我はと思はん人の、佛法をいひたてたることなると仰られ候事に候、たゞなにしらねども、信心定得の人は佛よりいはせらるゝ間、人が信をとるとの仰に候」とありて、此處と同意にて、信ある者には、佛の加被力あるゆへ、人が信をとる、信なき者は、聖教をよめども、佛の加被力なきゆへ、人が信用せぬ、よりて「聖教よみの聖教よまず」のことを「聖教をよめども名聞がさきにたちて心には法なき故に人の信用なきなり」と誠め玉へり、この御誠に、別して僧分への御教誠なり、僧分たる者は、人を教導する職分あれば、先第一に自分深信し、其自信の上より、教人信すべき筈なるに、動もすれば、自信なくして、たゞ名聞利養の爲に、説教などするは、佛の加被力なき

のみならず、不淨説法の無間地獄の業なり、畏れずんばあるべからず、慎ますんばあるべからず。

一蓮如上人仰ラレ候、當流ニハ、總体世間機ヲロシ、佛法ノウヘヨリ何事モアヒハタラクベキコトナルヨシ、仰ラレ候ト云云(第九十六章)

下百五十七章に「佛法をあるトとし世間を客人とせよ」と、あるところと同ト意にして、法義の上より世間のことは、時宜にしたがひてせよと仰らるゝ意なり、世間機といふは、世間氣持といふことにて、俗諺の坊主氣又は士氣といふと同トく、世間氣持といふことなり、當流に於ては法義を嗜む者は、何事をするにも、世間氣を取計ふてはわるひ、佛法氣でせよとのことにして、佛法をば、心の主として、世間の事は、其時宜に順ふて取計へとの教示なり。

一同仰ラレ候、世間ニテ、時宜シカルベキハ、ヨキ人ナリトイヘドモ、信ナクバ

心ヲラクベキナリ、便ニモナラヌナリ、假令片目ツブレ、腰ヲヒキ候ヤウナルモノナリトモ、信心アラン人ヲバ、タノモシク思フベキナリト仰ラレ候(第九十七章)

「時宜とかるべきよき人」とは、時の宜に順ひて、とかるべきよき人といふことにして、かやうの人を世間では、よき人といふなり、とかれども、信心がなければ、心をかねばならぬ、何故なれば、人の心といふものは、かはりやすきものゆへ、力に便にして居ても時により、其心がかはるゆへ、油断はならぬ、よりてたよりにはならずと仰らるゝことなり、たとひ片目つぶれ、腰をひくやうなる、世間では、すたり者、不具人なれども、信心ある人は、たのもじきゆへ、たよりになるなり、何故なれば、信心を得たる人は、如來の眞實大悲心が、入みちてあるゆへ、必ずたのもじきどころあり、是

其人のよきにあらず、信心の徳あるゆへなり。

一君ヲ思フハ我ヲ思フナリ、善知識ノ仰ニ隨ヒ、信ヲトレバ極樂へ參ル者ナリ(第九十八章)

此章は、君を思ふは即ち吾身の爲なることを引て、善知識の仰に隨ふは、即ち吾身の爲なることを示し玉へり「君を思ふはわれを思ふなり」とは、我身をすて、主君の爲に、忠義を盡す者は、必ず立身出世するなり、そこで君を思ふは即ち我身の爲になるなり、善知識の仰にいたがひ信心を得れば、人の爲ではなひ、即ち吾身の爲にして、我身が極樂往生を遂ることであると、君を思ふ忠義のことを引て、善知識の仰に隨ひ、信心を得て極樂往生をせよと、すゝめ玉へることなり。

一久遠劫ヨリ、久キ佛ハ阿彌陀佛ナリ、カリニ果後ノ方便ニヨリテ、管願ヲマウケ

タマフコトナリ(第九十九章)

此章は、十劫正覺成就は、全く我等凡夫の爲はかりなることを示し玉へり「久遠劫より久き佛は阿彌陀佛なり」とは、御和讃に「彌陀成佛のこのかたは、いまに十劫とときたれど、塵點久遠劫よりも、ひさしき佛とみへたまふ」と、仰せられたり、此は法華經に、釋迦の本門を説て、五百塵點劫の古佛といへり、然に大無量壽經には、彌陀は十劫成道の佛と説けり、そこで一寸みれば、彌陀は十劫成道の新佛、釋迦は久遠の古佛なるやうに思はるれども、般舟經には、三世諸佛依念彌陀三昧成正覺と説て、彌陀如來は、三世諸佛の本師本佛なることを示し玉へり、然れば彌陀如來は、五百塵點劫の釋迦よりも、なほ久しき古佛なりといふことを示して「塵點久遠劫よりもひさしき佛とみへたまふ」と仰られたり、此章の「久遠劫より久

き佛は阿彌陀佛なり」と仰らるゝも、五百塵點久遠劫の釋迦よりも
 久しき古佛は、阿彌陀佛なりと示し玉へるなり、其本師法王の古佛
 が、何故に法藏菩薩となりて、十劫に成道し玉ふぞといへば、十劫
 成道は、全く凡夫の爲なることを示して「果後の方便により誓願を
 まうけたまふ」とのたまふ、かりにといふは、果上の古佛が、菩薩
 の相を現するゆへ、かりにどのたまふ、果後の方便とは、果上の本
 師本佛なれば、御身に於ては、もはや修し玉ふべきことは更になひ
 その本佛が、法藏菩薩と降て、誓願をまうけ玉ふは、たゞ衆生濟度
 の、一邊のみなり、よりにて果後の方便といふ、方便とは、所謂四方
 便中の施設方便にして、衆生濟度の爲に、四十八の誓願をまうけて
 永劫の修行をなし玉ふことなり、我等此誓願修行によりて、たやす
 く往生を得ることなれば、其廣大の佛恩、報せずんばあるべからず

謝せずんばあるべからず。

一前々住上人仰ラレ候彌陀ヲタノメル人ハ南無阿彌陀佛ニ身ヲバマルメタル事ナ
 リト仰ラレ候ト云々、彌冥加ヲ存ズベキノ由ニ候(第百章)

以下二章は、南無阿彌陀佛に身をまゐるめたることを示し玉へり、南
 無阿彌陀佛に身をまゐるめと云は、彌陀如來は我等凡夫往生の願行を
 南無阿彌陀佛と成就して、聞信一念の時我等に回向し玉へり、信一
 念の處に即ち南無阿彌陀佛の回向にあづかる故に、彌陀をたのめる
 人は、南無阿彌陀佛の主になるもものたまふ、已に南無阿彌陀佛の
 回向にあづかりて、南無阿彌陀佛の主になる身なれば、即ち攝取の
 心光に、照護せらるゝところの身なり、已に攝取せられたる身なれ
 ば、ねるもおさるも、行住坐臥みを攝取光中の身なり、よりにて南無
 阿彌陀佛に身をまゐるめたること、仰せらるゝ、南無阿彌陀佛に身をま

るめたる身なれば、常に御冥見をかへりみずんはあるべからず、よ
りていよく冥加を存すべきこと、誠め玉へり。

一丹後法眼慈恵衣裳ト、ノヘラレ前々住上人ノ御前ニ伺候サフラヒシ時仰ラレ候
衣ノエリヲ御タ、キアリテ南無阿彌陀佛ヨト仰ラレ候、又前住上人ハ御タ、ミラ
タ、カレ南無阿彌陀佛ニモタレタル由仰ラレ候、キ、南無阿彌陀佛ニ身ヲバマル
メタルト仰ラレ候ト符合申候(第百一章)

此章も前章と同ト意なり、時に蓮慈と云ふ人は傳にみわす、連署記
實悟記に丹後法眼蓮應とあり、よりて慈は應の寫誤なるべし、丹後
法眼蓮應と申すは、下間家の人なり、扱蓮應衣裳とのへ、蓮如上
人御前にかぐはれし時、蓮如上人蓮應の衣の襟を御たゝき遊して
南無阿彌陀佛と仰せられたり、此は衣裳に身をまるめたる如く、南
無阿彌陀佛に身をまるめたることを示したまふ爲に、衣の襟をたゝ

かせられて、南無阿彌陀佛よと仰せられたることなり、此時前住實
如上人も御同座でありて、實如上人は疊をたゝきて、南無阿彌陀佛
にもたれたるよし仰られた、疊は我人常に座臥する物にて、あけて
もくれても身は疊にもたれてある、其如く此身は行住座臥、南無阿
彌陀佛にもたれたることを示し玉へり、右兩上人の仰によれば此身
は丸々南無阿彌陀佛に、まるめられたることなり、よりて兼て南無
阿彌陀佛に身をまるめたと仰られ候御教示と、全く符合すること
なり、我等凡夫煩惱俱足の身ながら、一たび他力の信心を得つる上
は、南無阿彌陀佛に身をまるめられ、ねるも南無阿彌陀佛の中、起
るも南無阿彌陀佛の中なれば、常に冥加を存し、我心のまゝにくら
してはすまぬこと、我心にまかせず、たしなまねはならぬことな
り。

一前々住上人仰ラレ候、佛法ノウヘニハ事毎ニ付テ空オソロシキ事ト存候ト云ク
 候、タイヨロツニ付テ油断アルマシキコト、存候ヘノ由折々ニ仰ラレ候ト云々
 佛法ニハ明日ト申事有間敷候、佛法ノ事ハインゲノト仰ラレ候ナリ(第百二
 章)

以下二章は、法義のことは油断すべからざることを示し玉へり「空
 おそろしき」といふ言は、天を畏るといふ言より、畏るべき事を空
 おそろしといふ、書經に畏天命論語に君子有二三畏畏天命とあり、佛
 經には日月照見神明記識と説てあり、みな天を畏れよといふ誠めの
 言なり、よりておそろべきことを、空おそろしと言慣へることなり
 扱今事毎に付ておそれよと仰らるゝは、油断すべからずとの誠なり
 佛法には明日といふことをなれば、いそがねばならぬ、今日もいら
 ぬ老少不定の命なれば、明日とのばす事はあるべからず、いそぎて

いそぐべきは、後生の一大事なり、一息つがされば、千歳な
 がくゆくならひなれば、法義を聴聞するには、今日限りと思ひて、
 速に信心決定せよと、懇に勧め玉ふ老婆親切慈悲の御教誡なり。

一 同仰ニ今日ノ日ハアルマシキト思ヘト仰ラレ候、何事モカキオンギテ物ヲ御沙
 汰候由ニ候、ナガノシタル事ヲ御嫌ノ由ニ候、佛法ノウヘニハ明日ノコト
 ヲ今日スルヤツニインギタル事賞翫ナリ(第百三章)

此章も前章と同トく、法義のことはいそげとの御教誡なり、時にか
 さいそぎとある、かまの言は、いそぐ事に付たる言にして、空かさ
 くもるとか、又はかまけすとか、つかふところのかまの言にして、
 空かさくもるといふは、空が俄にくもること、かさけすといふは、
 忽にさゆることにて、急なところに用る言なり、扱「今日の日はあ
 るまどさと思へ」とは、今日限と思へとの仰にして、明日も今日の

如くあるとは思ふべからずとの誠めなり、法義を聴聞するに、又明日もあるゆゑ、明日ゆるりと聴聞せんとおもふは、無常を忘れてをるゆゑたり、明日までまめであるといふ命の請合はできぬことなり、命ありても、不時の事起りては、聴聞ならぬゆゑ、今日限の聴聞と心得て、今日信心決定せざれば、若や今夜にも命終らば、又もや三塗へ立かへらねばならぬ身なり、よりにかさいそぎ御沙汰候て長々とゆつくりしたることを、御嫌遊されることなり、「明日のことを今日するやうにいそぎたる事賞翫なり」とは、佛法の上には、明日といふことをなければ、明日せんとおもひしことを、今日に取越してすること肝要なり、賞翫といふは、もてあそびたのしむことにて蓮如上人は、法義の事に付ては、明日すべきことを、いそぎて今日するやうにするを、賞翫遊すといふことなり、明日のことを今日す

るやうにするといふは、明日聴聞せんと思立たることも、今日にやりこして聴聞することなり、たとへば安心に付て、不審起りたる時に、此事は明日参詣して聴聞せんとおもひて、若や今夜に命終らば其不審もはれずして、命終りてむなしくなるべければ、其明日とおもふをちぢめて、今日聴聞して疑をはらして、今夜命終るとも、氣遣なき身になりなくべし、信の上の報謝も、他日ゆつくりと報謝すべしと延ばさず、明日もいれぬ命なれば、今日限の報謝とおもひ、其日くを今生の暇乞と存トて、後日のばさず、前に取越して、いそぐこと肝要なり。

一同仰ニイハク聖人ノ御影ヲ申スハ大事ノコトナリ、昔ハ御本尊ヨリホカハ御座ナキコトナリ、信ナクバ必御罰ヲ蒙ルベキ由仰ラレ候(第四百四章)
御影を申すとは、御影を申請くることなり、古は御開山聖人の御影

は、末寺にはなかりしことなり、蓮如上人の御時代より、末寺に御影を申請くることになりた、よりて昔は御本尊より外は御座なきことなりと仰らる、扱聖人の御影を御免になることは、はやく信心を得よとの爲なれば、信心なくば、御影を申請くる所詮なきゆゑ、信なくば必御罰を蒙ると誠め給へることなり。

一時節到來トイフコト、用心ヲモシテ、其上ニ事ノ出來候ヲ時節到來トハイフベシ

無用心ニテ出來候ヲ時節到來トハイハヌコトナリ、聽聞ヲ心ガケテノウヘノ宿善

無宿善トモイフ事ナリ、タゞ信心ハキクニキハマル事ナル由仰ノ由ニ候(第百五

章)

此章は、聽聞に心もいれもせずして、信心の得られぬは無宿善なるべしと、放棄する者を、誠め給へる教示なり、世間に放棄して災難の出來たるを、時節到來といふ者あり、此は大なる誤なり、充分注

意用心して、事の世來たるこそ、時節到來の事といふべし、無用心にて出來たる事は、時節到來ではなひ、わざと事なり、たとへば火の用法もせずして、出來たる火災は、時節到來ではなひ、わざとこゝらへたる火災なり、今聽聞を心にいれずして、いづれそのうちに信心を得る時もあるべしとすてをひて、信心の得られぬは、無宿善故に信心の得られぬではなひ、すてをくゆへ、得られぬのである、よりて聽聞を心がけての上の、宿善無宿善ともいふことなりと仰らる、世間に聽聞しながら、人並名聞にてすてして、無宿善ゆへ信心は得られぬ、致方はなひと、すてをく者あり、大なる心得違なり、一廉心を入れ聽聞して、信心が得られぬならば、無宿善ともいふべけれど、心をいれもせず、たゞ耳の役目に、大様に聽聞しながら宿善無宿善の沙汰はなひ、よりて充分大事と心をいれ、聽聞するよ

り外はなひゆへ、たゞ信心は聞くにきはまると仰られたり。

一前々住上人法敬ニ對シテ仰ラレ候、マキタテトイフモノ知タルカト、法敬御返
事ニ、マキタテト申スハ、一度タチヲマキテ、手ヲサ、ヌモノニ候ト申サレ候、
仰ニイハク、ソレゾマキタテワロキナリ、人ニナラサレマシキト思フコ、ロナリ
心中ヲバ申出シテ、人ニナラサレ候ハデハ、心得ノナルコトアルベカラズ、マ
キタテニテハ信ヲトルコトアルベカラズト仰ラレ候云々(第百六章)

此章は、たゞ一往聽聞のまゝすてをひては、眞實信は得られぬこと
を示し玉へり、扱まきたてといふは、種を蒔たばかりて、手をいれ
ぬことなり、御文章にも「信心を得たるとほりをば、いくたびもい
くたびも、人に相たづねて、信心をば決定すべし」とのたまへり、
それぞといふは、それぢやぞといふ言なり、法敬の返答に、まきた
てと申すは、一度種をまひたばかりで、二度と手をいれぬことを申

されたるゆへ、蓮如上人、まきたてといふは、その通ぢやぞ、其蒔
立では眞實信をうることはできぬ、心中を申出して人になほされず
しては、眞實信は得られぬぞと、仰せらるゝことなり、世間に蒔立
安心の者多くして、眞實信を得たる者少し、無量億劫にも、聞がた
き他力本願のことほりを、聽聞しながら、蒔立にて空しくすこと、
又もや三塗へたちかへりなほ、其身のなけきはいかばかりか、其身
のなけきより、生々世々種々善巧方便の大悲の御苦勞は、水泡にな
り、いかほどかなけき王ふらん、いそぎて眞實信を決定し、其身も
安堵し、大悲の御心を、やすんト奉ること肝要なり。

一何トモシテ人ニナラサレ候ヤウニ心中ヲ持ベシ、我心ヲバ、同行ノ中ヘウチ出
シテヲクベシ、下トシタル人ノイフコトヲバ用ヒズシテ、必ズ腹立スルナリ、ア
サマシキコトナリ、タゞ人ニナラサル、ヤウニ心中ヲ持ベキ義ニ候(第百七章)

此章も前と同トく、時立安心は眞實信でなきゆへ、心中を人になほされて、眞實信を得よとす、め玉へるなり、我はよく心得たりとおもうとも、或は聞あやまり、心得違もあることゆへ、心中を打出して、人になほされずば、必ず誤あるべし、よりて何ともして人になほされるやうに、心中を持ち、我心中を同行の中に打出すべしと仰らる、然るに動もすれば、我慢心より、人になほされることをきらひ、殊に下たる人のいふ言を用ひざるのみならず、却つて腹立するは、淺間敷ことなり、下百六十六章には「佛法たにもあらば上下をいはずとふべし、佛法はとりさふもなきものが知ぞと」仰られたり、淨土に往生するか、せざるかのさかひなれば、何ともして人になほされるやうに心中をもち、我心得たるところを、幾度もく人になほして、他力の安心をば、決定すべきこと肝要なり。

一人ノ前々住上人へ申サレ候、一念ノ處決定ニテ候、ヤ、モスレバ、善知識ノ御コトバヲ、オロソカニ存候、由申サレ候へバ、仰ラレ候ハ、最モ信ノウヘハ崇仰ノ心アルベキナリ、サリナガラ凡夫ノ心ニテハ、加様ノ心中ノオコラン時ハ、勿體ナキ事トオモヒスツベシト、仰ラレシト云云(第百八章)

此章は、信決定のうへ、佛祖崇敬は勿論のこと、教へて下さる善知識も、崇敬すべきことを示し玉へり、有人の蓮如上人へ、信一念に往生決定は致し候へども、兎角善知識の御言を、疎畧に存候と申上られければ、蓮如上人の仰には、信決定の上は、最も善知識を崇敬すべきなり、善知識の御教化により、信心も決定したることなれば、その恩をおもふては、最も崇敬せずばあるべからず、しかしながら、凡夫の心としては、時によりて疎畧に思ふ心もおこることあるべし、その時は、勿體なきこと、心をとりなほして、崇敬すべし

どの御教示なり「おもひすつべし」とは、疎畧に思ふ心をすて、
崇敬するやうに、取直せといふことなり。

一蓮如上人兼縁ニ對セラレ仰ラレ候、タトヒ木ノ皮ヲキルイロメナリトモ、ナワビ
ゾ、彌陀ヲタノム一念ヲヨロコブベキ由仰ラレ候(第百九章)

此章は、いかなるまつしきくらしけても、なげきかなしき、彌陀
たのむ一念に、往生決定せしめ玉ふことを、よろこべとの御教示な
り、兼縁と申すは、蓮如上人第十六番目の御子にして、法名蓮悟と
申す御方なり「木の皮をきるいろめ」といふは、昔は藤の皮をさ
て織りたる物を、着物としたることあり、いろめといふは、色容と
いふことにて、形のことなり、又めといふは、女のことにして、女
は色を重んずる者ゆへ、女をいろめといふ、なわびぞといふは上に
の字ををさ、下にその字を付たるは勿といふ言なり、神代の巻に

勿視之と書て、なみまじぞと、假名を付けてありて、見ることなか
れといふ意なり、わびといふ言は、本はまぢわびるなといふて、ま
ぢかねること、まぢわびるといふて、わびるといふは、難堪の意
にして、まぢかねるといふこと、又わびすまひといふは、貧窶の住
居にたへかねることをいふ、それより義が轉じて、悲きことに用ひ
て、なげきかなしむことにも、用る言なり、古今集に「山高み人も
すさめぬ櫻花、いたくなわびぞ吾みはやसानん」とあり、此歌のす
さめぬといふは、愛せぬといふことにして、歌の意は、山中の櫻花
は、誰も愛し見る者はなげきも、いたくなげきことなかれ、人は
愛せずとも、吾は見はやと愛するぞと、なげきを止めて、なぐさめ
たる歌なり、今も此歌と全ト意にて、木の皮をきる色容なりとも、
なげきことなかれと、慰め玉ふものにして、此世の上は、貧窶のく

らして、たどひ木の皮着物の、わびしさ身にて、たのむ一念往生決定の事を喜びて、なげくことなかれど、なぐさめ玉ふ教示なり、この聞書下巻第三百章に「萬かなしきにも、かなはぬにつけても、何事に付ても、後生のたすかるべきことを思へば、よろこび多きは佛恩なり」と仰られて、此世のことは、前生の業因によりて、まづじさかなしき者もあるべし、又は生涯他の爲に、くるしめられて、泣てくらす者もあるべし、それはわづかの一生涯の事なり、もしや二惡道を墮ちなば、長の間、かなしみくるたまねはならぬ者を、たやすくたすけ玉ふ彌陀願力によりて、未來は但受諸樂の身となし玉ふことをおもへば、わづかの娑婆のことは、あきらめて、たのむ一念に、たやすく往生を治定し玉ひしことを、よろこべよとの御教示なり、よりにまづじさくららにつけても、かなしき

身の上にも、いよくかゝる不仕合者を、未來は大幸福を得せしめ玉ふ、廣大の御恩をよろこぶべきとなり。

一前々住上人 仰ラレ候、上下老若ニヨラズ、後生ハ油斷ニテソソソズベキノ由仰
ラレ候(第百十章)

此章は御一言なれども、嚴敷御教誡なり、此大法にめぐりあはざる者は、致方はなけれども、超世不共の大願に値遇し奉りながら、たやすき往生をこそんずるは、只油斷の一なり、その油斷のできるは一息つがされば千歳ながくゆく、無常迅速なることを、忘るゝゆへなり、他の無常は見聞しながら、我身にかゝる無常を忘れてをるゆゑ、後生に油斷心ができる、この油斷より自身の眞實信にならざることを知りながら、其内く、のぼす心ばかりにて、終に空しくなるものなり、そこで彼生は油斷にて仕損ずると仰せらるゝことな

り「上下老若によらず」とは、誰の人もといふことなり、上下老若
 みな油断の心より、後生の大事をおこたりて、往生を仕損ずると、
 油断を誡め給ふ、今日世間の事ても、事の仕損はみな油断より起る
 まして況や、後生ほどの一大事、殊に今夜もこれぬ命をもちがら、
 油断の心で聴聞しては、信心は得られぬゆへ、かくの如く嚴敷誡め
 給ふことなり、よりて相搦て油断なく、佛法を心に入れて、聴聞せ
 よと仰らる、油断の心中の者は、心に入れて聴聞せぬ、心に入れて
 さかぬゆへ、いつまで聴聞しても、汎爾の聴聞ゆへ、信は得られぬ
 信か得られぬは往生はできぬ、よく心を入れて、聴聞すべきこ
 となり。

一前々住上人、御口ノウチ御煩候ニ、オリフシ御目ヲフサガレ、ア、ト仰ラレ
 候、人ノ信ナキコトヲ思フ事ハ、身ヲキリサクヤウニカナシキコト、仰ラレ候由

二候(第百十一章)

此章は、みな人の、眞の信心なきことを、なげかせ給ふことを、記
 したるものなり、蓮如上人、或時御口中の御煩ひと見えて、御目を
 ふさがれて、噫と、なげかせられた、何事を噫となげかせ給ふぞな
 れば、人の眞の信なきことを思へば、身を切さかれるやうに、かな
 じまよと仰られた、明誓日記に、冬の雪の夜も、九夏三伏のあつ
 き日も、又蚊の多く出で、刺すのも、佛法の座敷にては、苦とも思
 はねども、たゞ合點したやうにして居るが、苦になると、蓮如上人
 仰られたとあり、生涯御法の爲には、辛勞を辛勞とも思召されず、
 たゞ人に信を得させたまふことばかりを、晝夜に思召されるれども、皆
 人たゞ道理を合點したばかりで、眞實信にならざることは、御身を
 切さかれるやうに、かなしく思召さるゝことなり、かくまでやるせ

なく、思召されし御親切を思ふては、速に眞實信を得て、御胸を安んず奉らひではすまぬことなり。

一同仰ニ、我ハ人ノ機ヲカヨミ人ニシタガヒテ、佛法ヲ御聞セ候由仰ラレ候、イカニモ人ノスキタル事ナド申サセラレ、ウレンヤト存候處ニ、又佛法ノ事ヲ仰ラレ候、イロく御方便ニテ人ニ法ヲ御聞セ候ツル由ニ候(第百十二章)

此章は、蓮如上人は、いかやうにして、人に信を得させたく思召し種々善功方便にて、法をまかせ給ふことを記したるものなり、相手の者の機を監察し、此者は何事を好む者なることを察し給ひ、其人の好むところにしたがひ咄して、其人の喜ぶところより、はや法義の事を、仰せきかせらるゝことにて、喩は餅すきなれば、餅のはなし、酒すきなれば、酒の咄しより、法義のことに取り付て、御聞せ遊されることにて、下章に「おかしき事態をみさせられ、佛法に退屈

仕候者の心をもくつろげ、其氣をもうしなはして、又あたらく法を仰られ候」とありて、何方からなりともして、法義を御聞かせ遊されることにて、實に御慈悲の極りなり。

一前々住上人仰ラレ候、人々ノ佛法ヲ信シテ、我ニヨロコバセント思ヘリ、ソレハワロシ、信ヲトレンバ自身ノ勝徳ナリ、サリナガラ信ヲトラバ、恩ニモ御ウケアルベキト仰ラレ候、又聞タクモナキ事ナリトモ、マコトニ信ヲトルベキナラバ、キコシメスベキ由仰ラレ候(第百十三章)

蓮如上人、兼て人の信を得ることを、大に御喜び遊されるゆへ、人が信を得て、上人に恩にきせんとおもへり、それゆへ、夫はわろしと仰らる、信を得るは、他の爲にあらす、自身極樂往生の爲なり、よりに信をうれば、自身の勝徳なりとのたまふ、信をうれば殊勝の徳を得るゆへ、勝徳なり、其自身の爲に、信を得れば、上人は御満

足遊すゆゑ、恩にも御受あるべしと仰らる、信を得れば御満足遊すゆゑ、まゝたくもなき事なりとも、まことに信をとるべきならば、まことしめすべしと、わけもなき不審を申立て、も、信を得る爲ならば、御厭なく、御聞遊すとなり、實に御親切の極りなり。

一同仰ニ、マコトニ一人ナリトモ信ヲトルベキナラバ身ヲ捨ヨ、ソレハスタラス

ト仰ラレ候(第百十四章)

此は御子達や御弟子方へ、法の爲には、不惜身命に、働けと示し給へることなり、僧分は、法の爲には、不惜身命でなければならぬ、身命をすて、法の爲なれば、無駄にはならぬ、屹度其功あることなれば、すたらぬ譯であるとの、御示しなり。

一アルトキ仰ラレ候、御門徒ノ心得ヲナラヌトキコシメシテ、老ノ皺ヲノベ候ト仰

ラレ候(第百十五章)

山科連署記にも、若年の頃より、今八旬に及ぶまで、外に望ふといはなむ、たゞ一切衆生の他力信心を得て、報土に往生せよがしと思ふばかりと、仰られたる御言あり、蓮如上人御一生涯、たゞ人の信を得よがしと、思召すばかりの御念願なり、夫故御門徒の心得違の者が、心得を直して、御正意にもとづきしことをまことしめされては老の皺をのべると、御喜び遊されたることなり。

一アル御門徒衆ニ御尋候、ソナタノ坊主心得ノナラリタルヲ、ウレシク存ズルカ

ト御尋候へバ、申サレ候、寔ニ心得ヲナラサレ法義ヲ心ニカケラレ候、一段ア

リガタクウレシク存ジ候、由申サレ候、ソノ時仰ラレ候、ワレハナラウレシク思

フヨト仰ラレ候(第百十六章)

此章も、上章と同意にて、坊主の心得のなほりたるを、御喜び遊されたることなり、「そなたの坊主」とは、手次の師匠坊主のことなり

其坊主の心得違がなほりたるにつき、其門徒の者へ、うれしくおもふかと御尋ね遊されたるに、右門徒の者、申すには誠に心得違をなほされ、法義に心掛けられ、一きは難有存候と喜ばるれば、蓮如上人は其方よりも、我はなほうれしく思ふぞと仰られたり、一段といふは、一さはといふことなり、上人は常に坊主の不法義を、悲しく思召すゆゑ、今坊主の心得をほりて、法義に心掛るやうになりたるゆへ、其門徒の者の喜ひ位ではなひ、一層大なる御喜ひゆへわれはなほ喜ぶと仰られたり。

一オカンキ事能ヲモサセラレ、佛法ニ退屈仕候者ノ心ヲモクツログ、其氣ヲモウシナハンテ、又アタラシク法ヲ仰ラレ候、誠ニ善巧方便アリガタキ事ナリ（第

百十七章

此章は、百十二章「人にしたがつて佛法を御聞せ候」とある處と

同ト意にて、種々善巧方便を以て、法義をさかせ給ふことを記したるものなり「おかしき事態」といふは、おかしき事柄といふことなり、態の字、一本の能の字に作り、此時代、世間一體に、能が流行して、誰も能をしたらることであるゆへ、蓮如上人も、時々能をさせて、人の氣を慰め給ひしことあり、前にも、誓願寺の能をさせられたることが記してあり、連署記に、明應年中六月十三日、小五郎と申者を使として、空善に能が始るほぞに参れと仰られ、其翌日、堺の衆が来て、能をさせられ、夫より十五日も十六日も、能を差上たどあり、能の狂言は、おかしき事はなり、今おかしき事、能をさせられて、法義に退屈する心を、くつろげをひて、又新に法義を聞せ給ふ、善巧方便なることを記したるものなり、くつろげといふは筈の字の意にして、退屈したる心を、のぼすを、くつろげるとい

ふ「其氣をもうしなはして」とは、退屈の氣を、うしなはして、心をくつろけた處を、又新に法義を御聞せ遊すことなり、蓮如上人は、いかやうにむしても、信を得させたく思召すばかりゆへ、或時は嚴敷誠め、或は人の好む事を以て慰め、種々の手段にて、聽聞させ給ふ難有思召なり。

一天王寺土塔會、前々住上人御覽候、テ仰ラレ候、アレホドノ多キ人ドモ、地獄へオツベシト、不便ニ思召候由仰ラレ候、又其中ニ御門徒ノ人ハ、佛ニナルベシト仰ラレ候、是又アリガタキ仰ニテ候(第百十八章)

天王寺土塔會といふは、攝州東成郡大阪天王寺南大門の前に社あり牛頭天王を祀る、毎年四月十五日に祭禮あり、昔は大祭禮にして、山鉾をよ出して由々しき祭禮で、多くの人が集りむことなり、蓮如上人或年右祭禮の節、御弟子衆をともなひて、御覽遊して仰らるに

は、あれほどの數千人の者が集つて居るが、他力の信心なきゆへ、地獄へ墜つべしと思へば、悲しきよと仰らる、然るにあの多人數の中には、御門徒の信心を得たる者もあらん、其者は報土に参り佛になるべしと仰られたり、一度はなげき、一度は喜び給ひしよとなり然れば今日も、信を得たる者は、人の多く集りたるを見ても、多くの人が地獄に落るに我身は淨土へ参らせ下さると思ふては、ますます我身の仕合を喜ぶべきことなり。

逆人御一代記聞書講話卷上終



